

令和4年3月8日
青森県出納局

指名停止措置の概要

1 指名停止対象業者

- | | |
|---------|---|
| 商号又は名称 | (1) 小林クリエイト株式会社
(2) 株式会社イセトー |
| 所在地又は住所 | (1) 愛知県刈谷市小垣江町北高根115
(2) 京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552 |

2 指名停止の期間

令和4年3月9日から令和5年3月8日まで

3 指名停止の理由

日本年金機構の発注業務において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、排除措置命令及び課徴金納付命令等を受けたことによる。

問い合わせ先
会計管理課 電話 017-734-9099